

## 住まい給付金「現金取得者向け新築対象住宅証明書」発行業務を開始します

住まい給付金とは、消費税率引き上げによる住宅取得者の負担を軽減する制度です

詳しくは <http://sumai-kyufu.jp/sumai-kyufu/> を参照

現金取得者向け新築対象住宅証明書発行基準

### 対象者

- 1、住宅を取得して登記上の持ち分を保有し、自分で居住する人。
- 2、現金取得者で（住宅ローンを利用しない人）年齢が50歳以上。所得制限あり
- 3、取得する住宅が住宅金融支援機構のフラット35Sのうち、下記のいずれかに該当する基準を保持する住宅
  - イ、住宅性能評価方法5の5の5-1 省エネルギー性 等級4以上
  - ロ、住宅性能評価方法5の5の3-1(3)で等級3 同4-1(3)同4-2(3)で等級2以上、共同住宅にあつては躯体天井高さ2.5m以上かつ間取り変更に邪魔な壁柱がないこと
  - ハ、住宅性能評価方法5の1の1-1(3)耐震性 等級2以上
  - ニ、住宅性能評価方法5の1の1-3(3)の免震建築物
  - ホ、住宅性能評価方法5の1の9-1(3)の等級3以上、かつ同9-2(3)の等級3以上

### 手続の流れ

申請者は審査に必要な書類をそろえて申請を行い、審査に合格すれば、交付金が振り込まれます。

### 料金表

(一戸建て)

(税抜金額)

項目	基準	一般	評価書等活用	製造者認証活用
A) 耐震性	耐震等級 (構造体の転倒等防止) 2以上	¥30,000/戸	¥3,000/戸	¥3,000/戸
	免震建築物			
b) 省エネルギー性	省エネルギー対策等級4	¥30,000/戸		
	断熱性能等級4			
c) バリアフリー性	高齢者配慮対策等級3以上	¥30,000/戸		
d) 耐久性・可変性	劣化対策等級3及び、維持管理対策等級2以上	¥30,000/戸		

注： 変更申請の料金は上表の各金額の半額

注：再発行料金は2,000円(1枚につき)

注：併用住宅も含む

(共同住宅)

項 目	基 準	一 般	評価書等活用	製造者認証 活用
A) 耐震性	耐震等級 (構造体の転倒等防止) 2 以上	¥10,000/戸	¥3,000/戸	¥3,000/戸
	免震建築物			
b) 省エネルギー 一性	省エネルギー対策等級 4	¥30,000/戸		
	断熱性能等級 4			
c) バリアフリ 一性	高齢者配慮対策等級 3 以上 (専用部分、共用部分)	¥10,000/戸		
d) 耐久性・可 変性	劣化対策等級 3 及び、維持管理対 策等級 2 以上 (専用配管、共用配 管) 更新対策	¥10,000/戸		

注： 変更申請の料金は上表の各金額の半額

注：再発行料金は 2,000 円 (1 枚につき)

注：長屋建て・重ね立ても含む

注：a) 耐震性の料金は発行戸数にかかわらず、全住戸分の戸数 (発行しない戸数も数える) とする。